

## 水道 GLP 創設から 5 年

水道 GLP(水道水質検査有料試験所規範)が日本水道協会に設置されてから 5 年を経過した。これを機に、日本水道新聞では、日本水道協会 西野二郎氏、大阪市水道局水質試験所長 寺嶋勝彦氏、名古屋市場下水道局水質管理課長 伊佐治知明氏、桐生市水道局長 齊藤陽一氏による座談会を開催し、9 月 2 日付で掲載された。水道 GLP は、水道事業者が約 50 機関、登録検査機関が 20 弱の機関が取得している。座談会の骨子は以下の通り。

### ○水道事業者における水道 GLP

- ・水道 GLP の取得によって、水道事業者の検査部門では検査技術の開発や検査技術への向上の心構え、水質検査の精度に対する関心が強くなり、技術向上に役立った。
- ・水道における水質検査は、環境関連の水質把握のための検査ではなく、水質管理を的確に実施するための手段である。従って、水質検査そのものが目的ではない。このことが、自ら検査をしている水道事業者では十分に理解して実施している。
- ・水道事業者と登録検査機関と関連する議論では、コストダウンのため多くの水道事業者が登録検査機関に委託するようになった。そのような水道事業者では登録検査機関の検査の中身を事前にチェックすることは難しい。水道事業者は最終的な責任は水道事業者にあることを認識すべきだ。

### ○登録検査機関における水道 GLP の取得と課題

- ・登録検査機関の中には、技術力が素晴らしい知識と技量を備えたところと、検査を如何に省略し、場合によっては手抜きをする機関と両極端がある。
- ・登録機関では、環境系の検査に軸足を置いている機関が多く、このような機関では技術力が低い傾向があり、水質管理は難しい。
- ・登録検査機関の中には、人が水を飲むとの理解がされていない場合が多く、異常な値であってもすぐ連絡しない、機器のメンテナンス等の省略をしているなど、が見られた。
- ・登録検査機関に発注した後、事業者の水質担当者が指導しなければならない場合もある。精度管理などを行っていないこともあり、外部に見える形で検査結果の信頼性をアピールする必要はある。

○水道 GLP 取得検査機関が目指すべきことについて、水質検査結果の信頼性確保の必要性、検査結果に対する説明責任の重要性等が議論された。